

令和7年度 山梨県小中学校体育連盟（選手権・総体・新人戦）

ハンドボール専門部 競技細則

1・団体競技（バレーボール・バスケットボール・サッカー・ハンドボール・軟式野球・ソフトボール）

①参加を認める条件

- (1)チーム・個人が、(公財)日本ハンドボール協会/山梨県ハンドボール協会に登録していること。
各大会および予選大会（支部大会含む）への参加申し込み時にチーム・選手共に登録が完了していること。
- (2)チームは日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する監督が存在するチームであること。
日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者のもとに適切に行われていること。
- (3)指導者は、(公財)日本ハンドボール協会の競技者及び役員倫理規定に基づく処分を受けていない者であること。
- (4)監督又は登録役員は、令和6年度末までに(公財)日本スポーツ指導者資格(スタートコーチ以上)を保有していること。
※令和7年度より登録するチームは、スタートコーチ以上の資格保有者を登録しなければチーム登録ができない。
- (5)予選参加地区は、(公財)日本ハンドボール協会への登録の際、代表者が各都道府県及び市区町村を入力した場所とする。
なお、日常継続的に入力場所を中心に活動しており、登録場所と活動場所が大きく異なってはいけない。
- (6)クラブチームは、募集要項やホームページ等で公募していること。
- (7)チームや団体として規約があること。
規約の内容については 少なくとも、以下に示すものが明確に記載されていること。（書式は問わない）
名称・所在地・目的・組織及び役員・会議・会費及び会計・入会および退会・活動中の災害/傷害（傷害保険等）
- (8)地域スポーツ団体等の役員の経費（諸会議旅費等）は、所属団体に負担する。
- (9)クラブは1名以上、(公財)日本ハンドボール協会公認審判員資格保有者(D級以上)を保有している者がいること。
- (10)地域クラブ活動で県小中体連が主催する大会に出場する場合、必ず代表者は生徒の在籍する学校長に参加することを連絡し承諾を得ること。（書面通知・書式の指定なし）

②大会参加した場合に守るべき条件

- (1)山梨県中学校体育連盟ハンドボール専門部の規則・運営・運営方法に承諾した上での参加すること。
- (2)クラブチームでの保護者引率による参加は認めない。
- (3)地域スポーツ団体等の役員の経費（選手引率・競技役員協力の旅費等）は、所属団体に負担する。
- (4)大会打合せ等に必ず出席し、チームの勝敗に関わらず、1名以上は大会初日から最終日まで競技役員として協力すること。

③大会参加を認めない場合

- (1)全国中学生クラブカップ(予選含む)にエントリーしているチーム又は個人。二重エントリーは認めない。
- (2)二重登録（中学校部活動とクラブチームとの併用）は認めない。
- (3)移籍については日本ハンドボール協会の規定に基づいて可能だが、全中もしくは全国クラブ大会およびそれぞれの予選大会にエントリーした時点で他方の大会への出場は認めない

・どこからの大会参加になるか
(県大会・支部大会)

支部大会

2・登録について			
・中央競技団体		チーム	個人
		必要	必要
・登録番号の有無		有	有
・山梨県競技団体		チーム	個人
		必要	必要
・登録番号の有無		有	有
3・必要な資格について			
・指導者	必要	(公財) 日本スポーツ指導者資格スタートコーチ以上	
・審判	必要	(公財) 日本ハンドボール協会公認審判資格D級以上	
4・その他			
・特になし			

※この細則は、スポーツ庁、日本中体連、山梨県小中体連および競技団体より通達等があった際に、通達内容に合わせ加筆・修正・変更・見直しを行い、都度情宣する。